

奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険事業」を「広域化等支援方針（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十八条の二第一項に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業」に、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十五条の二」を「同法第六十八条の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。